

鳥取市経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市経営所得安定対策等推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業（以下総称して「経営所得安定対策等」という。）の実施に必要なとなる推進活動等のうち、同対策の現場における推進活動や要件確認等に必要な経費を助成することにより、同対策の円滑な実施を支援することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費は、別表第3欄に掲げる経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、別表第3欄に掲げる経費ごとに、同欄に掲げる経費に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額又は同欄に掲げる額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき又は仕入控除税額が明らかでないときは、第6条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の3割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付を受けた年度の3月31日までに提出

しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超えるときは、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（処分を制限する財産）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第12条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から3日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月2日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月10日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

